

# 労務ニュース Vol. 32

株式会社ムトウ コンサルティング統括部

連絡先 〒110-8681 東京都台東区入谷1丁目19番2号

電話: 03-3874-7143 FAX: 03-3876-8140

e-mail: consult@ni.wism-mutoh.co.jp

<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>

労務情報などをコンパクトにまとめてお届けします。

## ● 令和4年度診療報酬改定の流れ

### 令和4年度

### 診療報酬改定の流れ

#### ◆次期診療報酬改定に向けた基本認識、視点、方向性等について

令和3年10月22日に行われた第146回社会保障審議会医療保険部会で「令和4年度診療報酬改定の基本方針について」意見が交わされました。

ここでは、改定にあたっての基本的認識や各視点の具体的な検討の方向について議論されました。

#### ◆次期診療報酬改定に向けた基本認識

改定にあたっての基本的認識としては、次の4つが示されています。

- **新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応**
  - 今後、新興感染症等が発生した際に、病院間等の医療機関間の役割分担や連携など、関係者が連携の上、平時と緊急時で医療提供体制を迅速かつ柔軟に切り替えるなど円滑かつ効果的に対応できるような体制を確保
- **健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現**
  - 健康寿命の延伸により高齢者をはじめとする意欲のある方々が役割を持ち活躍のできる社会を実現するとともに「全世代型社会保障」を構築していく
- **患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現**
  - 患者が安心して医療を受けることができる体制を構築し、患者にとって身近でわかりやすい医療を実現していく
  - 医師等の働き方改革等について、医療の安全や地域医療の確保、患者や保険者の視点にも留意しながら、医師等が高い専門性を発揮できる環境の整備を加速させる
  - 医療分野におけるICTの利活用をより一層進め、医療機関間における医療情報の連携の推進等により、質の高い医療サービスを実現していく
- **社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和**
  - 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「成長戦略実行計画(2021年)」等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響にも配慮しつつ、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財

政に係る状況等を踏まえるとともに、無駄の排除、医療資源の効率的な配分、医療分野におけるインベーションの評価等を通じた経済成長への貢献を図る

#### ◆次期診療報酬改定に向けた基本的視点

改定の基本的視点については、以下の4点が示され、これまでの改定の流れから「視点1」と「視点2」に重点を置くことが示されています。

##### 視点1

【重点課題】新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築

##### 視点2

【重点課題】安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進

##### 視点3

患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

##### 視点4

効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

#### ◆各視点の具体的な方向性

**視点1 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築【重点課題】**

視点1では、今般の感染症対応の経験やその影響も踏まえつつ、診療報酬改定においても、外来・入院・在宅を含めた地域全体での医療機能の分化・強化、連携を引き続き着実に進めることが必要とされています。

考えられる具体的な方向性の例として、

- 当面、継続的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への対応
- 医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向けた取組
- 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
  - ・ 患者の状態に応じて適切に医療資源が投入され、地域で必要な入院医療が効果的・効率的に提供されるよう、医療機能や患者の状態や地域における役割分担に応じた評価を行い、医療機能の分化・強化、連携を推進
- 外来医療の機能分化等
  - ・ 外来機能報告の導入や医療資源を重点的に活用する外来の明確化を踏まえ、紹介状なしの患者に係る受診時定額負担制度の見直しを含め、外来機能の明確化・連携を推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 地域包括ケアシステムの推進のための取組

## 視点 2 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進【重点課題】

視点 2 では、医師等の働き方改革等に関しては、2024 年（令和6年）4月から、医師について時間外労働の上限規制が適用に向けての準備期間も考慮すると、実質的に最後の改定機会であることも踏まえ、引き続き、今後、総合的な医療提供体制改革の進展の状況、医療の安全や地域医療の確保、患者や保険者の視点等を踏まえながら、実効性ある取組について検討する必要があるとの認識が示されています。

考えられる具体的方向性の例としては、

- 医療従事者が高い専門性を発揮できる勤務環境の改善に向けての取組の評価
  - ・ 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取組を推進
  - ・ タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療を推進
  - ・ 届出・報告の簡素化、人員配置の合理化を推進
- 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保
- 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進
  - ・ ICT を活用した医療連携の取組を推進

## 視点 3 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

視点 3 では、患者の安心・安全を確保しつつ、医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえ、第三者による評価やアウトカム評価など客観的な評価を進めながら、デジタル化への対応、イノベーションの推進、不妊治療の保険適用などをはじめとした新たなニーズ等に対応できる医療の実現に資する取組の評価を進めるとしています。

考えられる具体的方向性の例としては、

- 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や革新的医薬品を含めた医薬品の安定供給の確保等
  - ・ 患者が安心して医療を受けられ、それぞれの実情に応じて住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療機関間の連携の強化に資する取組、治療と仕事の両立に資する取組等を推進
- 医療における ICT の利活用・デジタル化への対応
  - ・ 初診を含めたオンライン診療について、安全性と信頼性の確保を前提に適切に評価
  - ・ オンライン服薬指導について、医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しを踏まえ、適切に評価
- アウトカムにも着目した評価の推進
  - ・ 質の高いリハビリテーションの評価など、アウトカムにも着目した評価を推進。
- 重点的な対応が求められる分野について、国民の安心・安全を確保する観点からの適切な評価

- ・ 子どもを持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治療を受けられるよう適切な医療の評価
- ・ 質の高いがん医療の評価
- ・ 認知症の者に対する適切な医療の評価
- ・ 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評価
- ・ 難病患者に対する適切な医療の評価
- ・ 小児医療、周産期医療、救急医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価

## 視点 4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

視点 4 では、医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上を図るとともに、効率化・適正化を図ることが求められています。

考えられる具体的方向性の例としては、

- 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 費用対効果評価制度の活用
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化等
- 重症化予防の取組の推進
  - ・ 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な重症化予防の取組を推進。
- 医薬品の適正使用の推進

があげられています。

今後、社会保障審議会医療保険部会でさらに検討を重ね加筆修正していく予定です。

## ◆診療報酬改定のスケジュール

令和 2 年度診療報酬改定のスケジュールを参考に、今後の流れをみていくと次のようになります。

### 社会保障審議会(医療保険部会、医療部会)

12月上旬 令和4年度診療報酬改定の基本方針の策定内閣

12月中旬 予算編成過程で、診療報酬の改定率を決定

### 厚生労働大臣

1月中旬 基本方針、改定率に基づき中央社会保険医療協議会に対し、改定案の調査・審議を行うよう諮問

### 中央社会保険医療協議会

1月以降 厚生労働大臣の諮問を受け、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議(公聴会、パブリックコメントの実施)

2月上旬 厚生労働大臣に対し、改定案を答申

### 厚生労働大臣

3月上旬 診療報酬改定に係る告示・通知の発出  
令和4年4月1日施行

このような改定スケジュールが見込まれ、12月以降各関係機関の動きを注視する必要があります。